中 日 日
所 在 地 及 び 電 話 番 号 (電話) (ふ り が な) (法 人名 及 び 法 人 番 号 (
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名 経 理 責 任 者 氏 名 資本金の額又は出資金の額
代表者氏名 経理責任者氏名 資本金の額又は出資金の額
資本金の額又は出資金の額
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について 「下記のとおり指定があった 「下記のとおり指定に係る月数が変更された 「指定のとおり指定に係る月数が変更された 「指定を受けた月数 () 月間 変更後の相定に係る月数 () 月間 変更後の相定に係る月数 () 月間 変更後の指定に係る月数 () 月間 の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、令和 年 月 日から の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、行定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。 1 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 確定申告書の機出期限が延長されていない法人 確定申告書の機出期限が延長をしたい場合(次に掲げる場合を除く、) 1月間 (通算法人は2月間) () 月間 () 確定申告書の機出期限が1月間 () () 月間 () () 月間 () 確定申告書の機出期限が1月間 () () 月間 () () 月間 () 確定申告書の機出期限が1月間 () () 月間 () () () 月間 () () () () () 月間 () () () () () () () () () (
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで □下記のとおり延長の処分があった □下記のとおり強長の処分があった □下記のとおり強度の処分があった □下記のとおり強度に係る月数が変更された □指定が取り消された □下記のとおり強長又は指定があったものとみなされた □ 指定を受けた月数 () 月間 指定を受けた月数 () 月間 有定を受けた月数 () 月間 変更後の指定に係る月数 () 月間 ② 企業中告書の提出期限の延長が高いた。 □ 確定中告書の提出期限の延長をしたいなら、 □ 確定中告書の提出期限が延長されていない法人 □ 確定中告書の提出期限が延長されていない法人 □ 確定中告書の提出期限が延長されていない法人 □ 確定中告書の提出期限が延長されていない法人 □ 確定中告書の提出期限が延長されている。 () 月間 ② 企業中告書の提出期限が延長されている。 () 月間 ② 企業中告書の提出期限が正を受けたい場合 () 月間 ② 推定を受けたいる法人 □ 指定に係る月数の変更を受けたい場合 () 月間 ② 推定中告書の提出期限が1月間 (適算法人は2月間) 延長されている法人 □ 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更的 () 月間 変更的 () 月間 変更的 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 2 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、3 根拠条文 不事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、4 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、5 根拠条文 「) 日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、4 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、5 を業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、4 各事業年度 (他の通算法人の各事業年度 (他の通算法人の各事業年度 (他の通算法人の各事業年度 (世) がた形態行令第24条の25第3項第2号 (注1) 又は第5項第2号 (注2) で1から4月以内) に当該各事業年度 (他の通算法人の各事業年度 (他の通算法人の各事事業年度 (他の通算法人の各事事年度 (他の通算法人の各事事年度 (他の通算法人の各事事年度 (他の通算法人の各事事年度 (他の表述を () 地方能比能行令第24条の46第1項((回 (回 (回 (回 (回 (回 (回 (回 (回 (
の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長について
□下記のとおり通定に係る月数が変更された □指定があった □下記のとおり指定に係る月数が変更された □指定が取り消された □下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた □下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた □下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた □花のとおり延長又は指定があったものとみなされた □花のとおり延長又は指定があったものとみなされた □花で中告書の提出期限の延長期間 () 月間
指定を受けた月数 () 月間 変更後の指定に係る月数 () 月間 変更後の指定に係る月数 () 月間 事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請 令和 年 月 日から の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、令和 年 月 日まで 指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。 1 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 () 月間 (通算法人は2月間) () 確定申告書の提出期限が延長されていない法人 () 月間 () 確定申告書の提出期限が延長をしたい場合 () 月間 () 確定申告書の提出期限が1月間 () 通算法人は2月間) 延長されている法人 () 月間 () 指定を受けてい場合 () 月間 () 指定を受けてい場合 () 月間 () 指定を受けている法人 () 月間 () 月間 () 担害を受けたい場合 () 月間 () 関連を受けたい場合 () 月間 () 関連を受けたい場合 () 月間 () 関連を受けたい場合 () 月間 () 月間 () 関連を受けたい場合 () 月間 () 月間 () 関連を受けてい場合 () 月間 () 日本学生度と受けよりとする場合には、 名事業年度終 () 日本学生度と受けよりとする場合には、 各事業年度終 () 上等を予算を得けませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ
令和 年 月 日から の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、
の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から提出期限の延長をし、又は指定、令和 年 月 日まで 指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。 1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。) 1月間 (通算法人は2月間) (2) 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 確定申告書の提出期限が1月間 (通算法人は2月間) 延長されている法人 指定を受けてい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間 (通算法人は2月間) としたい場合 取消し前 () 月間 接定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間 (通算法人は2月間) としたい場合 取消し前 () 月間 変更後 () 月間 変更を () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 変更を () 月間 変更後 () 月間 変更を () 表記を (
指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。 1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限が延長されていない法人
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1) 確定申告書の提出期限の延長をされていない法人 □ 確定申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。)1月間 (通算法人は2月間) □ 確定申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 ()月間 (2) 確定申告書の提出期限が1月間 (通算法人は2月間)延長されている法人 □ 指定を受けたい場合 ()月間 (3) 指定を受けている法人 □ 指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間 (通算法人は2月間)としたい場合 取消し前 ()月間 □ 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 ()月間 ② 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から3月以内)に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない理由(通算法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (活定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (活定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (活定を受けようとする場合には、各事業年度終了の日から2月以内 (活定を受けより) は第72条の25第3項第1号 (注1)又は第5項第1号 (注2) は第72条の25第3項第2号 (注1)又は第5項第2号 (注2) は第72条の25第3項第2号 (注2) は202号 (注2) は202号 (注2) は202号 (注2) は202号 (注2) は202
□ 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間 変更後 () 月間
各事業年度終了の日から3月以内)に当該各事業年度の決算について
人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由)
4 添付書類等 □ 定款等の写し
通 算 親 法 人 の 本 店 所 在 地 及 び 電 話 番 号 (電話)
(ふ り が な) 通算親法人の名称及び法人番号 (法人番号)

^{□ (}電話) □ (電話) □ (電話) □ (電話) □ (主法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。
※ この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。 (R5. 12)

申告書の提出期限の延	長の処分等の届出	書・	・承認等の申請	書 管理	番号		
受付印 令和 年	F 月 日 府税事務所長殿	※処理事項	発 信 年 通信日付印	月 日 確 認	通知書	入力済	整理簿
所在地及び電話番号			1	(電話)
(ふ り が な) 法人名及び法人番号				(法人番号)			
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名				<u> </u>		iii	
経理責任者氏名							
資本金の額又は出資金の額							円
法人税に係る	る申告書の提出期限の	の延長	長の処分等の届出	(道府県民	税関係)		
令和年月日からの日まで	事業年度の所得に対す	る法	人税の確定申告書か	ら提出期限の	の延長につい	て	
□下記のとおり延長の処分があった □下記のとおり指定があった □下記のとおり指定に係る月数が3 □指定が取り消された □下記のとおり延長又は指定があった	変更された		ので届け出ます。				
確定申告書の提出期限の延長期 指定を受けた月数 変更後の指定に係る月数	月間 (()	月間 月間 月間				
	<u></u> 巻税等に係る申告書の	の提出	出期限の延長の承	認等の申請			
令和 年 月 日から	の事業年度分の事業	税及で	び特別法人事業税の	確定申告書か	いら提出期限	の延長をし、	又は指定、
令和 年 月 日まで 指定の取消し若しくは指定に係る月数	めの亦画を受けたいの。	で由語	生 まま				
1 確定申告書の提出期限の延長期間 (1)確定申告書の提出期限が延長されて □ 確定申告書の提出期限の延長をし □ 確定申告書の提出期限の延長及び (2)確定申告書の提出期限が1月間(通 □ 指定を受けたい場合 (3)指定を受けている法人 □ 指定の取消しを受け、確定申告書	いない法人 たい場合(次に掲げる場合 指定を受けたい場合 算法人は2月間)延長され の提出期限の延長期間を	合を除 れてい 1月間	(く。) 1月間 (通算法 <i>)</i> () 月間 る法人 () 月間 (通算法人は2月間)				
□ 指定に係る月数の変更を受けたい	場合変		()月間()月間()月間				
2 各事業年度終了の日から2月以内(指定 各事業年度終了の日から3月以内)に当 の定時総会が招集されない理由(通算法 了の日から2月以内(指定を受けようと 了の日から4月以内)に当該各事業年度 を含む。)の決算についての定時総会が打 が多数に上ることその他これに頼する到 人税の所得の金額若しくは欠損金額及ひ とができない理由)	i該各事業年度の決算につ 人にあっては、各事業年 する場合には、各事業年 そ(他の通算法人の各事業 3集されない理由又は通算 目により損益通算等によ	い度度年法るて終終度人法	3 根拠条文 □ 法第 72 条の 2 □ 法第 72 条の 2 □ 法第 72 条の 2 □ 地方税法施行 おいて準用する: (注 1) 法第 72 。 る場合を含 (注 2) 法第 72 。	5 第 3 項第 1 5 5 第 3 項第 2 5 令第 24 条の 4 場合を含む。) 条の 28 第 2 項 む。	号(注1) 又は 号(注1) 又は 第1項(同令 及び第72条の 並びに第72条の	t第5項第1号 t第5項第2号 第24条の4の)29第2項にお	・(注2) の3第1項に おいて準用す
			4 添付書類等 □ 定款等の写し □ その他()
通 算 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号				(電話)
(ふ り が な) 通算親法人の名称及び法人番号				(法人番号)			
盟 5. 郑 珊 十 盟 夕	I						

^{□ (}電話) □ (電話) □ (電話) □ (電話) □ (主法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。
※ この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。 (R5. 12)